

出展規約

ダルエスサラーム国際見本市への出展を希望される企業等は、本出展規約をお読みいただき、内容につきご理解された上でお申し込みをお願いします。また、本見本市に出展される出展者も本出展規約の遵守をお願いいたします。

1. 来場者対応

(1) 見本市の会期中、出展者が直接アテンドし、来場者に対し製品・技術の紹介を行い、必要に応じて数量、金額を含む取引条件の提示、交渉を行って下さい。

(2) 英語又はスワヒリ語による商談用資料（企業概要、製品・サービス、価格等）を所有し、又は展示会参加までに準備下さい。

2. 出展申込

(1) 1出展者あたり6㎡（間口2m、奥行3m）を原則とします。

(2) 代理店、販売店による申し込みはできません。日本企業、日系企業が出展申込み、販売店、代理店が出展を支援することは可能です。

(3) 物品、サービスの販売、提供による売上拡大を主目的とする出展申込はできません。

3. 出展キャンセル

(1) ジャパンゾーンへの出展確定後に出展をキャンセルする場合には、ジャパンゾーン主催者（以下、「主催者」という）に直ちにその旨を連絡し、その事由により、主催者が準備のために支出した経費について、応分の負担をいただく場合があります。

4. 出展物

(1) 出展申込を行い、出展者として選定された場合でも、タンザニア政府による輸入・販売等規制の変更に伴い、ご希望の出展物を展示できなくなるケースがあります。

(2) 火を使用する、または煙を出す出展物の展示はできません。

(3) ブース内にて来場者への飲食物の提供はできません。

(4) 展示スペースに限りがあるため、出展物の種類、数量は制限される場合があります。

(5) 会場内で用意できる設備には、仕様、数量に限りがあるため、特殊な取り扱い、管理（温度管理等）が必要な出展物はお引き受けできない場合があります。

(6) 出展物を含む出展者所有物の損傷及び盗難等について、主催者は一切の責任を負いません。

5. デザイン・装飾

(1) 会場内の構成、基本設計、デザイン、小間の配置、基本装飾（施設、備品など）は全体の調和・統一を図るため、主催者が企画、設計、及び施工します。また、出展位置はお申し込みの出展内容等を踏まえ、主催者が決定することをご了承下さい。

(2) 主催者の承諾を得ずに出展者が持ち込んだ自己の装飾資材等で、全体の調和、統一を阻害する、あるいは、他の出展者の迷惑になる場合、主催者はそれらを撤去する場合があります。

(3) 組立、据付け等について、特別な技術を要する作業や、陳列及びディスプレイについては出展者が各自の費用負担にて実施して下さい。

6. 輸送及び保険

(1) 出展者の責任と費用負担において、展示会場までの出展物の輸送および会期後の搬出等（含む撤収作業）を行って下さい。海外から出展物を海上輸送する場合には、タンザニアの輸入通関手続きを終了させ、見本市開催初日の前日までに展示が可能となるべく、当地に発送を手配されて下さい。当地での通関手続きには相当の時間を要しますので、早期の発送が望まれます。

(2) 出展物の管理と保護に関し、出展物の輸送、備え付け、組立、展示期間、搬出において、付保手続き、またはその他の必要な措置については出展者が行って下さい。万が一、紛失、盗難、破損等が発生した場合でも、主催者は一切、責任を負いません。

7. 出展者負担経費

(1) スペース料及び基本装飾以外の費用については、出展者をご負担される費用となり、主な経費には次のものが含まれます。また、これらの経費に関連する手続きは出展者が行って下さい。

① 渡航費、宿泊費、食費、移動交通費、及び個人的な経費

② 出展物の梱包、通関、輸送、保険、及び税金に要する経費

- ③ 出展者が独自に必要なとする装飾、設備・備品等の借上、設置、撤去の経費
- ④ 出展物及び出展者所有物に係る本見本市会期中及びその前後の期間の盗難保険料
- ⑤ 出展者専属の通訳・アシスタント雇用経費
- ⑥ 旅行傷害保険料および賠償責任保険料
- ⑦ 主催者が提供する範囲を超える出展者バッジ
- ⑧ 見本市会場内駐車料金

8. 個人情報の扱い

(1) 提供頂いた個人情報は、事業実施のため、TANTRADE、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合があります。また、主催者が本見本市の出展者リストの作成、プレスリリースを行う場合には、出展者の企業情報、出展物情報を公開することをご了承下さい。

(2) 出展者は、主催者が広報のため会期中及び会期終了後、撮影したビデオ、写真を利用することがあることをご了承下さい。対外公表が難しい出展物がありましたら事前に主催者に連絡をお願いします。

(3) 出展者が写真、映像を公開する場合には、被写体の判別ができないか、あるいは判別できる場合には写っている人の同意を取得されていること。

9. ブースアテンド

(1) 出展者は、来場者が最大となる7月7日を含め、少なくとも連続した4日間のブースアテンドをお願いします。

10. アンケート対応

(1) 出展者は、主催者が実施する出展の結果に関するアンケートへのご協力をお願いします。

11. 来場者対応

(1) 出展者は、来場者の照会に対応可能な担当者を配置し、また、見本市終了後の照会についても対応をお願いします。

以上